

平成28年度岡山県計画に関する 事後評価

平成29年9月
岡山県
令和2年1月（追記）

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.3】 病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業	【総事業費】 0千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	病床機能報告結果において、高度急性期を担う病床の割合が高くなっているため、必要な病床への転換を図る必要がある。	
	アウトカム指標：現在4,222床ある高度急性期病床から当面360床を地域包括ケア病床や回復期リハビリテーション病床等へ転換。(目標年度：令和2年度)	
事業の内容(当初計画)	<p>地域における急性期から回復期、在宅医療に至る一連のサービスの総合的な確保が課題になっているが、平成27年度病床機能報告をみると、本県の場合、全国に比べ高度急性期機能を担うとする病床が多い。</p> <p>このことは、高度急性期を脱した後の受入が逆に不足するおそれがあるため、地域における協議を踏まえ、地域包括ケア病床や回復期リハビリテーション病床等への転換を促すこととし、転換のための施設整備に対して補助を行う。</p>	
アウトプット指標(当初の目標値)	各区域での調整会議の開催(開催回数：75回(5区域で3回/年))	
アウトプット指標(達成値)	<p>平成28年度においては、県内5区域で計8回の地域医療構想調整会議が行われ、平成29年度においては、県内5区域で計12回の地域医療構想調整会議が行われた。</p> <p>平成30年度においては、県内5地域で計20回の地域医療構想調整会議が行われ、病床転換に係る具体的な整備計画が定まった2医療機関について、地域医療構想調整会議で承認を得た。その内、現在、1病院が病院の建替を行い、病床削減(38床)及び病床転換(急性期等から回復期95床)を実施中である。</p>	

事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 観察できなかった 観察できた →
	(1) 事業の有効性 (2) 事業の効率性
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.8】 在宅療養者に対する歯科医療推進事業	【総事業費】 2,915千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	県	
事業の期間	平成28年4月1日～平成31年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	在宅等で療養する重度の障がいがあり、必要性があるにも関わらず歯科健診・治療が受けられない者に対し、訪問による歯科健診・歯科治療・歯科保健指導等が受けられる体制の整備・強化が必要。	
	アウトカム指標：在宅歯科医療に取り組む医療機関数の増加 (H27：409箇所 → H30:420箇所)	
事業の内容(当初計画)	①歯科搬送治療システム構築に向け、岡山大学病院スペシャルニーズ歯科センター内に検討班を設置する。 ②歯科搬送治療ガイドを作成し、歯科関係者のほか、教育、医療介護関係者に配付し、かつ歯科治療における問題点や課題解決のための研修会を開催する。 ③有識者を交えた推進会議を開催する。 ④歯科治療システムの構築に必要な情報収集のための調査研究を行う。	
アウトプット指標(当初の目標値)	研修会開催回数：1回	
アウトプット指標(達成値)	研修会開催回数：1回	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 観察できた → 413箇所	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>○スペシャルニーズ歯科センターを核にして要望を把握し、歯科治療を必要とする重症児の受け入れ体制の整備が図られる。</p> <p>○岡山大学病院、歯科医師会、障害児歯科医療センター、施設・教育関係者等で構成する推進会議を開催し、実効性のあるシステム構築が図られ、地元の歯科医の協力も得られやすい。</p> <p>(2) 事業の効率性</p>	

	<p>○健常児に比べ技術的、かつ設備の面で歯科治療が難しくなることから、予防活動などで重症化を防ぎ、治療が必要であれば重症化する前にスペシャルニーズ歯科センターにつなぐことができる。</p>
<p>その他</p>	<p>○将来的には、スペシャルニーズ歯科センター以外の歯科医療機関、病院等の協力を得て、生活圏内でワンストップ的な歯科治療、口腔の健康管理ができるよう協力歯科医ネットワークを構築する。</p>

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.15】 地域医療連携体制推進事業	【総事業費】 19,731 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	県	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>地域の特性に応じて、退院後の生活を支える在宅医療の充実及び医療・介護サービス提供体制の一体的な整備が必要。</p> <p>アウトカム指標：退院支援加算を算定している医療機関数（現状:103 施設→H30 年度末:115 施設）</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>保健所・支所単位で次のとおり事業を行う。</p> <p>(1) 地域医療連携推進会議の開催 (2) 地域連携パスの作成・普及 (3) 医療介護連携に関する研修会 (4) 県民への在宅医療（かかりつけ医）普及啓発事業 (5) その他</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	在宅療養支援診療所・病院数の増加 （現状:診療所 333, 病院 30→H30 年度末:診療所 352, 病院 38）	
アウトプット指標（達成値）	在宅療養支援診療所・病院数の増加 （H31.4 現在 診療所 307, 病院 39）	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：H30.3 現在 107 施設 観察できた → H31.4.1 現在 111 施設</p> <p>(1) 事業の有効性 住み慣れた地域で自分らしい生活を送るためには、退院後地域でも安心して療養生活を送るための体制が必要となる。 地域において複数病院にまたがる入退院のルールをつくるなど、連携体制の構築に向けて一定の進捗がみられたが、目標の達成には至っていない。今後、体制を運用しながらより連携が進むよう検討を重ねていく。</p> <p>(2) 事業の効率性 在宅医療と介護については市町村単独では医療資源も少なく、課題</p>	

	の解決が難しいことから、保健所を単位とするある程度広域的に取り組むことで連携体制を構築するものである。また、地域の実情に応じて、市町村と共同で取り組み、費用の効率化をはかった。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.30】 看護師等養成所運営費等補助事業	【総事業費】 234,951 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	看護師等養成所	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>指導ガイドラインにより、看護師等養成所設置者は、営利を目的としない法人であることが原則とされているため、養成所の運営に当たり、教育内容の向上及び看護師養成力の強化を目的とした支援が必要となる。</p> <p>アウトカム指標：看護職員の従事者数(常勤換算)の増加 (H26:26,584.8人→H30:27,215人)</p>	
事業の内容(当初計画)	看護職員確保に向け、看護教育の充実を図るため、厚生労働省等の指定を受けた看護師等養成所が看護師等の養成を行う場合に、専任教員費、専任事務職員費等の経費に対して補助を行う。	
アウトプット指標(当初の目標値)	<p>支援対象施設数及びその定員数(※補助対象定員数：定員及び実人員を比較し少ない数)</p> <p>H27：13施設 定員数1,969人 →H28目標：15施設 定員数2,449人</p>	
アウトプット指標(達成値)	<p>支援対象施設数及びその定員数(※補助対象定員数：定員及び実人員を比較し少ない数)</p> <p>H28：13施設 定員数1,998人</p>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 観察できた → H30.12.31 現在 27,215人(常勤換算数)</p> <p>(1) 事業の有効性 看護師等養成所の運営に当たっては、専任教員の人件費や、講師・実習施設への謝金等の多額の経費が必要となりこれは、教育水準を確保するために不可欠なものである。本事業により、これらの一部を補助することにより、養成所の安定的な運営が図られている。</p> <p>(2) 事業の効率性 運営費を養成所に助成して人件費等への手当を直接行うことは、養成所にとって、運営経費の見通しが立てやすくなり、安定した経営に資することとなる。</p>	
その他		